（制動灯）

第四十二条　（略）

2～16　（略）

17　次に掲げる自動車については、細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と制動灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

18～20　（略）

（補助制動灯）

第四十三条　（略）

2～11　（略）

12　次に掲げる自動車については、細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と制動灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

13～15　（略）

（制動灯）

第四十二条　（略）

2～16　（略）

17　保安基準第三十九条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

18～20　（略）

（補助制動灯）

第四十三条　（略）

2～11　（略）

12　保安基準第三十九条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定に適合するものであればよい。

13～15　（略）